自家用電気工作物の保安管理業務に関する「みなし設置者」の確認書

（本来設置者・みなし設置者間）

事業場名：〇〇市　△△△△△△△△△

所 在 地：〇〇県○○市○○１－２－３

　この確認書は、○○○（以下「甲」という。）と株式会社○○○○（以下「乙」という。）が締結した●●●●契約に基づき行う、△△△△△△△△△の自家用電気工作物の保安管理業務について、「経済産業省　主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」１．（２）に規定の「みなし設置者」に関する必要な事項を定める。

第１条　乙はみなし設置者として、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について、電気事業法第39条第１項（事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない）の義務を果たす責任を有する。

２　乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。

３　自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

４　電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

第２条　乙は、事故・故障の発生や発生するおそれがある場合、電気主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。

２　事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、乙は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

３　技術基準維持のための設備の修繕・改修等は、乙が判断し、速やかに実施するものとする。

第３条　みなし設置者ができる手続きは次に掲げるとおりとする。

　一　保安規程の届出

　二　電気主任技術者の選任

第４条　本確認書に定めがない事項については、別途協定書等にて定める。

第５条　本確認書の有効期限は、令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日までとする。

　ただし、甲乙いずれからも書面による異議の申し出のない場合は、さらに〇年間その効力を継続し、以後も同様とする。

この確認の証として、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）本来設置者　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）みなし設置者　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印